

時間休の取得制限(5日以内・40時間)問題 影響を受ける職員を1人も出さな!

勤務時間短縮及び半休制度「検討委員会」がスタート

都労連の2009賃金妥結を踏まえ、交替制勤務職場の休憩・休息時間の設定や半日休暇の導入に伴う位置づけ・運用などが単組協議となりました。

このことを受けて、都庁職は都当局との間に「検討委員会」を設置し、これまで4回の協議を行っています。

協議に先立ち、都庁職は全組合員を対象とした緊急アンケートを実施し集計を行い、11,525人から回答を得ました。この結果を踏まえ当面右記のように対応していきます。

安心して働き続けられる制度こそ求められている

確定闘争で、都当局は労働基準法改正(H20.12.5成立、H22.4.1.施行)の年次有給休暇の時間単位での取得を口実に、時間単位の年次取得を5日以内としたことは以下の点から見ても極めて不当です。

- 労働基準法1条2項「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないこととはとより、その向上を図るよう努めなければならない」
- 総務省通知「地方公務員法第58条第4項が改正され、改正後の労働基準法第39条第4項を読み替えて適用し、使用者が特に必要があると認められるときは、5日以内に限ることなく時間単位の年次有給休暇を付与することができる」(平成20年12月12日、総行公第92号、総行公第114号、総財公第187号)

職場は大幅な定数削減で、1日単位で年休が取れない状況や、子育て、介護、通院等のために時間休がどうしても必要な職員がいます。アンケートに答えた11,525人の切実な声を武器に、都庁職に結集して声を上げていきましょう。

2010衛生局支部春闘討論集会

日時:2010年2月6日(土)13時~7日(日)12時
場所:ウェルサンピア多摩(多摩センター駅下車10分)
内容:春闘情勢
特別報告
記念講演
分会交流
ほか



勤務時間短縮及び年休制度に関する都庁職の当面の対応

1. 主な協議事項

(1) 勤務時間短縮について

- ①休憩時間の置き方(設定)
- ②休息時間の設定と取得方法
- ③時間休の繰越・端数の取扱い
- ④交替制勤務者の具体的な対応
- ⑤その他

(2) 半休について

- ①半休についての詳細事項
 - ・その定義・位置付け等
 - ・A・B・C班の具体的な形態
- ②時間休と半休の組み合わせの追求
- ③半休の運用について
- ④その他

2. 当面の対応について

(1) 交替制職場における休憩・休息時間の設定について

職場、業務、職種などにより取得できない実態の報告があり、職場の特性を十分配慮し取得できる環境の確保を求めます。その上で、多種多様な職場の形態を考慮して各支部・局、各分会・所などの協議に委ね合図を図っていきます。

(2) 半休について

時間休の取得制限に伴い、そのカウントに含めない半休が導入されます。その具体的な内容を協議していきませんが、取得単位や運用に様々な意見が寄せられています。都庁職は、各支部及び組合員の多岐にわたる意見に基づき、1時間休以外を半休扱いとする事を求めています。(※)あわせて、半休と時間休の併用を求めます。

(3) 緊急アンケートの活用について

短期間にも係らず、11,525人の組合員から切実な内容が寄せられました。今後集約された結果については、①全組合員に内容をフィードバックしていきます。②交渉の場で当局に実態をつき付け、要求の実現に向けて積極的に活用します。

※ 都庁職の要求する半休制度は、時間休(5日・40時間取得制限)と別枠で時間積算していくものです。

都立3小児病院存続を求める都民のつどい

2010年2月21日(日)13:30~

みらい座いけぶくろ(豊島公会堂)

<主催>2.21行動実行委員会